

● 第3次江田島市地域福祉計画 ●

(自殺対策計画含む。)

令和元(2019)年6月
広島県 江田島市

● 地域福祉とは

○「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して幸せな生活を送ることができるよう、人と人とのつながりを大切に、助け合い、支え合いながら、日常生活の様々な困りごとや不安を、市民一人ひとりが主体となって解決していく取組です。

● 地域福祉計画とは

○「地域福祉計画(第3次江田島市地域福祉計画)」とは、社会福祉法第107条に基づき、「自助」「互助」「共助」「公助」それぞれの取組により、地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画です。

● 自助・互助・共助・公助

自助

○ 個人や家族など、自分でできることは自分で行う

互助

○ 隣近所や友人・知人とお互いに支え合い・助け合う

共助

○ 社会保障制度などに基づく、地域の事業所や社会福祉法人等による支え

公助

○ 公的な制度に基づく、行政でなければできないサービスの提供

● 自殺対策計画とは

○「自殺対策計画(江田島市自殺対策計画)」とは、自殺対策基本法第13条第2項に基づき、全ての市民が、自殺対策に関する必要な支援を受けることができるよう、「生きることの包括的な支援」としてその取組をとりまとめた計画です。

● 計画の期間

○第3次江田島市地域福祉計画(自殺対策計画含む。)の期間は、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間とします。

● 第3次江田島市地域福祉計画の基本理念と施策の体系

基本理念

“お互いさま” でつながる 新たなえたじまコミュニティ
一人ひとりが自分らしく輝き共に生きるまち・江田島

【キーワードと基本施策】		【施策の方向】	【取組内容(抜粋)】
学ぶ	1 地域福祉の意識づくり	1 地域福祉への関心を高める啓発の推進 2 学びの場における福祉教育の推進	○福祉活動についての周知・啓発 ○適切な福祉情報の提供 ○学校や地域における福祉教育の推進 ○福祉や人権問題に対する理解の促進 など
集う	2 支え合い活動の促進と交流の場づくり	1 市民主体の地域福祉活動等への支援 2 地域交流の機会づくり 3 地域の交流の場づくり	○支え合いの関係づくり ○世代間で交流する機会づくり ○支援拠点機能の充実 ○高齢者の社会参加の促進 など
育む	3 地域活動の担い手づくり	1 地域活動やボランティア活動への参加促進 2 地域活動の担い手の育成と人材の発掘	○地域活動への参加促進 ○ボランティアへの参加促進 ○福祉の担い手の育成 ○福祉人材資源の発掘 など
つながる	4 地域活動のつながりづくり	1 きめ細かな相談支援体制 2 相談支援機関の連携とネットワークづくり	○相談しやすい環境の整備 ○相談機能の専門性の確保 ○見守り支援活動への支援 ○地域福祉のネットワークづくり など
つかう	5 暮らしを支える福祉サービス	1 福祉サービスの充実と利用促進 2 権利擁護の推進	○福祉サービスの適切な利用促進 ○福祉サービスの質の確保 ○生活困窮者への支援 ○権利擁護の推進 など
守る	6 安全・安心な暮らしの確保	1 防災・防犯対策の推進 2 人にやさしい共生の生活環境の整備	○防災体制の充実 ○災害時の支援体制の充実 ○地域の安全の確保 ○生活環境の整備 など

● 江田島市自殺対策計画の基本理念と施策の体系

基本理念

～ 誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して～
一人ひとりが自分らしく輝き共に生きるまち・江田島

【キーワードと基本施策】		取組の方向性	
知る	1 理解の促進と意識の醸成	○周知・啓発・情報発信 ○研修・教育など学びの場の提供	○講演会などの開催
育む	2 こころの健康づくりと支援者の養成	○こころの健康づくり ○地域における人材育成	○庁内における人材育成・研修
つなぐ	3 相談支援体制の充実	○相談窓口の周知 ○健康問題に対する相談支援 ○気軽に集える相談の場づくり	○日常生活に関する相談支援 ○保護者の心理的な負担の軽減
支える	4 自殺を予防する環境づくり	○社会参加・仲間づくり ○遺族や被災者等への支援	○連携・ネットワークづくり ○各種制度に基づく支援